

静岡県教育委員会

議事録

令和4年度 第18回定例
2月8日（水）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和5年2月8日に教育委員会第18回定例会を招集した。

1 開催日時 令和5年2月8日（水） 開会 13時30分
閉会 14時45分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 池 上 重 弘
委 員 藤 井 明
委 員 伊 東 幸 宏
委 員 小野澤 宏 時
委 員 後 藤 康 雄
委 員 天 城 真 美

事務局（説明員） 水 口 秀 樹 教育部長
塩 崎 克 幸 教育監
宮 崎 文 秀 参事（政策管理担当）
本 多 伸 治 参事（学校教育担当）
松 下 明 生 参事兼教育施設課長
井 出 好 彦 教育総務課長
山 下 英 作 教育政策課長
大 澤 篤 篤 教育DX推進課長
青 木 康 行 財務課長
本 村 勉 教育厚生課長
戸 塚 康 史 義務教育課長
高 橋 和 彦 特別支援教育課長
近 藤 浩 通 健康体育課長
藤ヶ谷 昌 則 社会教育課長
室 伏 伸 明 静岡教育事務所長
鈴 木 勝 則 静岡西教育事務所長
松 下 和 弘 総合教育センター所長
柴 雅 房 中央図書館長
山 崎 康 之 高校教育課長代理
小 林 三奈子 教育政策課人権・教員育成室長

4 その他

(1) 第34、35、36号議案は可決された。

(2) 報告事項は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

今回の議事録の署名は、私のほか、小野澤委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 36 号議案は議会提出前案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは第 36 号議案は非公開とする。公開案件から審議する。

第 34 号議案 令和 5 年 2 月県議会定例会に提出する報告書

- 教 育 長： 第 34 号議案「令和 5 年 2 月県議会定例会に提出する報告書」について山下教育政策課長より説明願う。
- 教育政策課長： <議案について説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： 後を絶たない教職員の不祥事に関連して、実情を踏まえた反省や今後の改善に向けた対策の記述はあるか。
- 教育政策課長： 「第 1 章「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現」の 3 (2) (P43) に記載がある。
- 藤 井 委 員： 記述は確認できたが、ここに記載のある 3 行の記述は新しいことは何もなく、今までと変わらない。「根絶する」ということはかなり難しいのではと思う。評価をしっかりと行い、根絶・改善に向けて真剣に取り組んでいかないといけない。10 年も同じことを繰り返しかねないので、いかに改善できたかを評価できるような工夫・仕組みというものを真剣に考えていかななくてはいけないのではないか。
- 教育政策課長： 評価についてはこのような括りで行っているが、先日のコンプライアンス委員会等でも様々な御意見をいただいているので、そういったものを踏まえて、具体的に改善する内容を来年度以降にしっかりと立てていきたい。
- 藤 井 委 員： 評価書ということなので、どこまで踏み込んだ形にするか議論はあるかと思う。ただ、評価の結果、「何ができていて何が積み残しになっているのか」、「積み残しになったものに対してどう改善していくか」というところまで踏み込んでいかないと評価する意味が薄れてしまう。作業量が多くなるかと思うが、評価書だけで終わらせてほしくはない。
- 教 育 長： 今後、県議会の委員会でも様々な御意見があるかと思う。そういった御意見、また、今日の藤井委員の御意見も踏まえて、文言を書き加えたり修正することは、可能であると考えてよいか。
- 教育政策課長： 可能である。
- 教 育 長： 3 行だけで評価としてまとめるにはあまりにシンプルすぎるというご意見であるため、もう少し具体的な根絶に向けた取組を描いたほうがよいという御意見で受け取りたいと思う。
- 後 藤 委 員： 不祥事根絶を目標としているが、いろいろな努力をしてもなかなか減らず、次から次へと不祥事が起きている。現実には根絶というのは不可

能に近い。表現も「根絶します」ではなく、「根絶を目指して具体的にどのような対策を講じていきます」というほうがむしろ合致しているのではないかという印象を持つ。また、どのような具体策で、効果がどのように出ているかを数値化されたほうがよいのではないかと思う。

教育総務課長： 今の2点につきまして、まず表現については、根絶したいという気持ち先立ち、このような表現になっているが、あまり遠い目標を立ててもということで、具体策をまとめる形を検討していきたい。2つ目の数値化の部分だが、我々も様々な対策を行っているが、効果が出てくる前に次の事件が起こるような状況であり、なかなか定量的に評価するのは難しい。ただ、難しいと言っても前に進まないため、検討していきたいと思う。

教育部長： 確かに根絶ということは難しいとは思いますが、ただ、今までの私たちが置かれている立場を考えたときに、ここで切り替えるとなると姿勢の後退と対外的にはとらえられることもあるので、「根絶する」という表現自体を変更することは難しいと思っている。評価には「成果指標」と「活動指標」があり、懲戒処分を0件にするといった「成果指標」に対し、「活動指標」が十分ではないと考えられるため、今後、「活動指標」をどのようにしていくかについて議論をさせていただきたいと思う。

教育長： いただいた御意見をふまえて、また最終的な文言の修正を図っていきたいと思う。他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第34号議案について、原案のとおり可決する。

第35号議案 令和5年度教育行政の基本方針の策定

教育長： 第35号議案「令和5年度教育行政の基本方針の策定」について山下教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <議案について説明>

教育長： 質疑等はあるか。

小野澤委員： 大きな括りの1-2「「技芸を磨く実学」の奨励」の「スポーツに親しむ環境づくりと健康教育の推進」の中に「部活動指導員等の充実、休日の部活動の段階的な地域移行も含めた地域との連携・協働」という記述があるが、部活動の指導員の充実がスポーツだけのように見えてしまうため、文化部についても記述したほうがよいのではないか。

教育政策課長： その点は文化部も同様である。評価書は計画自体の記載をそのまま転記しているが、括り方の工夫や補足などでわかるように対応したい。

後藤委員： 「健康教育」というのはなかなかよい言葉だと思う。「健康教育」の中には、肉体的なものだけでなく、文化や芸術等の芸術的な部分も含めた精神的な部分も含まれるように感じる。「健康教育」の充実と推進を

テーマにし、肉体的なものと、文化芸術的なものを包含していくのも良いように感じる。

藤井委員：基本方針というのは、あくまで骨子をまとめたものであり、この骨子に基づいて、具体的な取組等が肉付けされて完成すると理解するが、その肉付けの部分はいつ確認できるか。

教育政策課長：今後、基本方針を固めた後に詳細な作業に入り、年度末ごろに完成し、皆様のところに配布する。

教育長：他に質疑等はあるか。

全委員：（特になし）

教育長：本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全委員：（異議なし）

教育長：第35号議案について、原案のとおり可決する。

報告事項1 令和5年度静岡県教員研修計画

教育長：報告事項1「令和5年度静岡県教員研修計画」について、小林人権・教員育成室長より説明願う。

人権・教員育成室長：＜報告事項について説明＞

教育長：質疑等はあるか。

藤井委員：私はまだ教育の社会がクローズド・ソサエティという見方をせざるを得ないと考えており、閉鎖社会の中の研修だけではなく、これまでも増して教職員がもっと実社会に触れる機会、実社会を知る機会をいかに多く設営するかが必要であると考えている。

人権・教員育成室長：今の研修の中では、中堅研修の中に民間での社会体験がある。その部分を含め、今後検討していきたいと思う。

藤井委員：企業研修や海外研修の数を増やし、教員が教職としての一生の中で最低一回は企業や海外等、別のところで研修することを義務付けるというくらいの勢いで外の世界を知ってもらいたい。

教育監：「中堅教諭等資質向上研修」は、採用から11、12年目の教員に関しては必ず企業を選んで研修を行っているが、2日と短い期間のため、より多く体験できる機会をつくる必要があると感じている。

藤井委員：1、2日では形式的なもので終わってしまう。最低でも2～3か月くらいは働く必要がある。

教育長：できれば1年くらい外の釜の飯を食うことも大切だと考える。一方で、今静岡県では探究学習が非常に広がりを見せており、探究の活動を通して教員が外部の民間の企業やNPOの方と非常に深いディスカッションをする機会が増えてきている。そういった機会を有効に活かすことができると良いと思っている。

伊東委員：実社会に出なくても、クローズドの世界との中間ということで、私立の学校の先生と1年くらい交換というのも非常に有効だと思う。私立の学校は制約がないところもあり、また、競争にさらされるところもある。

1年くらいの研修なら教員が不足することもないと思うので、パートナーが見つければ有効な手段だと思う。

教 育 長： いくつかの貴重な御意見をいただいたので、今後研修の充実に向けて考えていきたいと思う。他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第36号議案 令和5年2月県議会定例会に提出する議案

教 育 長： 第36号議案「令和5年2月県議会定例会に提出する議案」について青木財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 新聞で知事が給食費の全額公費負担について発言をされたことを確認したが。

教 育 部 長： 関係機関と調整をしていないため、今後検討していくことになる。2月定例会の知事説明でも、少し知事の思いが入る予定である。

後 藤 委 員： 本来はお金の問題ではなくて、「食べてもらう」ということが一番大事である。その一つの方法として無償化ということで効果が期待できるのではないか。不正確な話で申し訳ないが、全国には完全無償化の市町村もあると新聞に記載があったと思うので、静岡も率先して行っていただければと思う。

天 城 委 員： 先日の移動教育委員会で、総合教育センターで行われている教員の研修に参加した。その際に養護教諭のグループに入ったが、小中学校の養護教諭は地域によっては、パソコンが支給されていないと聞いた。地域ごとに格差があるということで、パソコンが支給されていない養護教諭は資料を作るのに生徒の端末や余っている端末を使うということがあると話していた。生徒達には一人一台端末を整備されているかと思うが、養護教諭は学校のすべての児童生徒や職員の情報を把握している立場であるので、セキュリティーの面からも一人一台配布してもらうのがよいと思う。

義務教育課長： 小中に関しては、各市町の財政に格差があるのが現状である。市町の方針で配布されているかによると思う。そういったことから、養護教諭にわたっていないケースがあるのではないか。私も今初めて聞いたことなので、また各市町に確認してみたいと思う。

教 育 長： 県立高校の場合はどうか。

高校教育課課長代理： 高校、特別支援学校ともに一人一台配布している。

伊 東 委 員： 博物館法と自動販売機はどういう関係があるのですか。

財 務 課 長： 自動販売機等による物品の販売等の自主規制に係る引用条項があり、それが国の法改正により文言が変わった。

社会教育課長： 博物館法の改正自体は、今までの博物館の相当施設が指定施設と変わり、それにもなって法律が条ずれを起こしている。その条ずれに伴って条項を変えたということである。

藤 井 委 員： 今回の予算で、教育DX推進課として十分な予算が確保できたか。

教育DX推進課： 正直申し上げますと我々が要求した額より少ないが、最低限維持継続できるほどの予算は確保できた。

藤 井 委 員： 教育DXの推進は、これからの教育変革の1丁目1番地だと思うので、ぜひそういう意味では、予算がつけられることを望むばかりである。また、先ほど給食の話に関連して、少子化対策として静岡県が何か独自に教育の側面から切り込んで新たな策を行うということはないか。

教 育 部 長： そうした対策は県庁全体として考えていくことになると思うが、そういう手当的な議論はなされていないというのが事実である。

藤 井 委 員： 実情は理解するが、一方で、いかに魅力ある教育を示していくかが大切である。そのような教育ならばぜひ子どもを通わせたいと保護者が思えるような教育を、教育委員会として目指していくということが必要ではないかと思う。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第36号議案について、原案のとおり可決する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和4年度第18回教育委員会定例会を閉会とする。